

大分県版ナンバープレート図柄使用要領

第1（趣旨）

この要領は、大分県版図柄入りナンバープレートを県内外に広め、本県での地域振興・観光振興や地域の一体感・郷土愛の醸成を図ることを目的に、民間企業等が大分県版のナンバープレート図柄（以下「図柄」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2（使用届）

図柄を使用しようとするものは、あらかじめ「大分県版ナンバープレート図柄使用届出書」に必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）国土交通省、九州運輸局、大分県版図柄入りナンバープレートの交付代行者及び地方版図柄入りナンバープレートの寄付金管理団体が使用するとき。
- （3）公益社団法人ツーリズムおおいたが使用するとき。
- （4）大分県内各市町村が使用するとき。
- （5）その他知事が適当と認めるとき。

第3（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）図柄を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他知事が不適当と認めるとき。

第4（使用料）

使用料は無料とする。

第5（使用の際の遵守事項）

- （1）使用する際の図柄がナンバープレートとして視認できること。
- （2）ナンバーを除く図柄本体を加工修正等しないこと。
- （3）図柄上に特定の企業名や人名、地名等のナンバープレートとして以外の情報を記載しないこと。

第6（独占使用の不承認）

図柄の使用については、その独占を認めるものではないため、複数の申請者から類似した用途での使用届出書が提出された場合は、不適切な用途である場合を除き全ての届出を受理するものとする。

第7（使用の禁止）

図柄の使用方法等について、知事が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年9月5日から施行する。
- 2 改正後の要領は、令和4年10月1日から施行する。